

湯河原町立吉浜小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定
令和2年3月25日改定
令和8年3月25日改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」より)

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合っていく。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学年や学級等の所属集団の構造上の問題でもある。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

2 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携をしていく。

(1) いじめの未然防止

- 人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にすること”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育む。
- 子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようになるために、コミュニケーション能力等の育成に努める。
- 子どもが抱えている人格形成における課題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図っていく。また、子どもたちがストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育てていく観点をもって改善につなげる。
- 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けていく。

(2) いじめの早期発見

- いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の資質や能力の向上を図る。
- 子どもの表情や態度のささいな変化に気づき、その変化がいじめによるものではないかという意識を教職員が持てるようにする。
- 定期的に行う教育相談やアンケート調査等によって、常に子どもの状況

を把握するとともに、子どもが困った時に相談しやすい仕組みやいじめに対する声をあげやすい環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応する。

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性※1に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要がある。

(3) いじめへの早期対応

- 在籍している子どもがいじめを受けている疑いがある時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を組織的に適切かつ迅速に行う。

- 管理職、学級担任、児童指導担当、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携し、個人が孤立したり情報を抱え込んだりしないよう、チーム内で情報を共有するとともに、組織的な対応を行う。このために、児童の指導の記録を作成するとともに、適切に保管する。

- いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという強い意志のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。

- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処する。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行う。

(4) いじめの解消

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であ

ることを、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する※2こともある。また、いじめ行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営むための助言や支援を行う。

- いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導する。

- いじめは単に謝罪をもって解消している状態※3と判断することはできない。いじめが解消している状態と学校で判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めること等を通じ、いじめの再発を防ぐ。

※2 好意から行った行為が、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った子どもが謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟な対応による対処も行います。ただし、これらの場合であっても法が定めるいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報共有は行います。

※3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断で、より長期の期間を設定するものとする。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) 家庭との連携

- いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組む。

- いじめを受けたことに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安心で安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行う。

○いじめを行った子どもに対して、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行う。

(6) 関係機関との連携

○いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくために、医療や福祉等の専門機関と協力し、対処する。

○犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する。

(7) 地域との連携

○いじめの問題の解決にあたっては、塾やスポーツクラブ等子どもが関わっている集団やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域が連携して対応していく。

○家庭や地域と協力し、子どもが地域との交流等様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広い大人から認められているという思いを得られるような体験的活動等を工夫して行っていく。

3 いじめの防止等のための校内組織

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的に行うため、全教職員が参加する「いじめ対策会議」を年6回開催。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、管理職、教務主任、児童指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、当該学年担当で構成される「いじめ対策委員会」を設置し、緊急会議を開催し対応にあたる。

4 重大事態への対処について

(1) いじめ重大事態

次のいずれかに該当するときは、いじめ重大事態として対応する。

①いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

・自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応。) また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の報告

いじめ重大事態が発生した場合、学校は、「いじめ対策委員会」を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、町教育委員会を通じて町長に報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査

当該重大事態の調査の実施主体は町教育委員会が判断する。

学校が調査主体となった場合、学校は「いじめ対策委員会」が主体となって調査を実施する。できるだけ速やかに事実関係を明確にし、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資する。

町教育委員会が調査主体となった場合も、学校は当該重大事態に対処するとともに、町教育委員会への資料等の提出など調査に協力する。

◆関係する専門機関◆

- 小田原警察署生活安全課 少年係
小田原市荻窪350-1 小田原警察署内 電話 32-01110
- 神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所
小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階 電話 32-7358
- 小田原児童相談所
小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎2階 電話 32-8000
- 湯河原町青少年相談室
湯河原町中央2-21-1 湯河原町防災CC1階 電話 63-6300
- 湯河原町教育委員会学校教育課
湯河原町中央2-21-1 湯河原町防災CC1階 電話 62-1100